

高知県立大学大学院研究助成金実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県立大学大学院研究助成金（以下「研究助成金」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

(募集)

第2条 研究助成金の給付を受ける者（以下「研究助成金受給者」という。）の募集は、高知県立大学大学院研究助成金募集要領（以下「募集要領」という。）により行う。

(研究助成金受給者)

第3条 研究助成金受給者は、当該年度の予算を踏まえ、高知県立大学大学院研究助成金審査要領（以下「審査要領」という。）に基づく審査により決定する。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、次の各号に定める経費とし、研究助成金受給者は、高知県公立大学法人会計規程、及び別に定める「高知県立大学大学院研究助成金執行マニュアル」に基づき適正に経費を執行しなければならない。

(1) 消耗品費

(2) 旅 費 交通費及び宿泊費

(3) その他 外注費、印刷製本費、通信運搬費、その他（諸経費）

(助成金額)

第5条 高知県立大学大学院研究助成金規程（以下「助成金規程」という。）第3条の助成金額は、原則として、博士前期課程在学者1名につき200,000円、博士後期課程在学者及び博士課程在学者1名につき300,000円をそれぞれ上限額とし、別に定める審査要領に基づく査定により決定する。

(助成期間)

第6条 助成期間は、第7条第2号の研究計画書に基づき定めるものとする。

(申請)

第7条 研究助成金の給付を受けようとする者は、募集要領に定める期日までに、主（正）研究指導教員の承認を得て、次に掲げる申請書類等を提出しなければならない。

(1) 高知県立大学大学院研究助成金受給申請書（様式1）

(2) 研究計画書（様式2）

(3) 推薦書（様式3）

(通知方法)

第8条 助成が決定した研究助成金受給者に対しては、学長名で研究助成金交付決定通知書（様式4）を発行し、通知する。

(助成方法)

第9条 研究助成金は、誓約書（様式5）の内容に同意し、助成受給手続を完了した研究助成金受給者に対し、助成する。

(助成停止及び返還)

第10条 助成金規程第5条に定める助成停止及び返還については、次のとおりとする。学長は、助成金規程第5条により研究助成金の採用が取り消された研究助成金受給者に対し、研究助成金の返還を求め、研究助成金受給者は、それに応じ、返還しなければならない。

2 前項により研究助成金の返還を求められた研究助成金受給者は、返還を求められた日から起算して1か月以内に研究助成額を全額返還しなければならない。

3 高知県立大学が発行する納付書の日付をもって、返還を求められた日とする。

(成果の報告)

第11条 研究助成金受給者は、助成期間終了後1か月以内に、学長に研究報告書（様式6）を提出しなければならない。

(事務)

第12条 この規程の運用等に関する事項は地域連携部が主管し、研究助成金の受払い及び出納保管については、総務部において処理する。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、研究助成金に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

- 様式1 申請書
- 様式2 研究計画書
- 様式3 推薦書
- 様式4 交付決定通知書
- 様式5 誓約書
- 様式6 研究報告書